

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜、  
日曜日、  
休日の  
翌日)

## 目 次

### ◇告示

国民健康保険医等の登録があつたものとみなされるもの  
生活保護法による医療機関の指定

〃

生活保護法による診療所を廃止した旨の届出

解除予定の保安林にする旨の通知

保安林の指定の解除

〃

〃

〃

土地の立入りの通知

基本測量を実施する旨の通知

### ◇公告

農業改良普及員試験等の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第七百四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業

剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医一三九一	柄川 二郎	昭和四十三年九月 十三日
〃 一三九二	岡田 英彦	〃
〃 一三九三	加藤 大司	〃
鳥国葉 二一五	岡田 妙子	〃 二十四日
〃 二一六	小林 百合子	〃 十月 二日
鳥国医一三九五	森 正宣	〃 三日
〃 一三九七	近藤 純一	〃 十一日
鳥国葉 二一七	河本 拓志	〃 十六日

### 鳥取県告示第七百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年 九月二十五日	林原皮膚科 泌尿器科医院	米子市博労町 四丁目三六〇	皮膚科、泌尿 器科、外科	林原祐治

鳥取県告示第七百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年十月二十二日	田中医院	鳥取市湖山町五八二番地	内科、小児科、外科	田中敏夫
指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名

鳥取県告示第七百四十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市国民健康保険直営明治診療所	鳥取市松上一六八番地	内科	昭和四十三年九月三十日
田中医院	湖山町六四四番地	内科、外科	十月二十一日
名称	所在地	診療科名	廃止年月日

鳥取県告示第七百四十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡大山町大字飯戸字向原一五四二の九（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の一〇
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

宅地造成のため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜六九〇の二〇四

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

鳥取県告示第七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字砂山二四八五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者 建設大臣
- 二 事業の種類 一般国道九号改築工事(湖山バイパス)
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取市田島、秋里、南隅、江津、賀露及び湖山。
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十三年十一月十二日から昭和四十五年三月三十一日まで

鳥取県告示七百五十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量(二等水準測量)
- 二 作業期間 昭和四十三年十一月十二日から昭和四十三年十二月二十五日まで
- 三 作業地域 米子市及び境港市

公 告

昭和43年10月17日から19日まで実施した鳥取県農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和43年11月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第3条第1項第1号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者

- |      |      |      |       |      |
|------|------|------|-------|------|
| 岸本秀正 | 戸谷 猛 | 戸田博之 | 大村修司  | 安居敏明 |
| 安木睦夫 | 石原 幸 | 衣笠義人 | 今古繁機  | 中島信隆 |
| 安庭 誠 | 新尾孝夫 | 小坂満夫 | 森谷英憲  | 小 枝稔 |
| 上山郁雄 | 矢野雅彦 | 佐野 誉 | 松尾信和  | 伊藤昌彦 |
| 藤商敏広 | 氷井 保 | 時本景亮 | 西山貞太郎 | 木村吉春 |
| 井瀬俊一 | 酒井正寛 | 別府利明 | 福浜辰行  | 菅本丈士 |
| 牧田俊二 | 田平 求 | 佐藤秀徳 | 遠藤 毅  | 田村儀一 |
| 細田重明 | 山根勝紀 | 重村正憲 |       |      |

2 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者

- |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|
| 山根竹彦 | 小川 敏 | 野口 進 | 前田孝康 | 逸見 惇 |
|------|------|------|------|------|

3 条例第3条第1項第1号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験の合格者

- |      |      |
|------|------|
| 中村敏子 | 城平照子 |
|------|------|

4 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験の合格者

- |      |      |
|------|------|
| 牧田倫子 | 長尾和子 |
|------|------|